改正の必要性

- 基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額の算定に用いる各月の一電気通信番号当たりの負担金の額(合算番号単価)は毎年9月に算定し、翌年4月に修正するものであるため、半年ごとに変更の必要が生じ得るものとなっている。
- 半年ごとという頻繁な合算番号単価の変更は、
 - 基礎的電気通信役務支援機関等において、合算番号単価の変更の周知を行うこととなり、 追加的なコストがかかる
 - 合算番号単価が年の途中で変更となること、半年ごとに値下げ・値上げ・値下げとなる可能性があり、負担事業者を通じてユニバーサルサービス料を負担している利用者にとって分かりにくいものとなる
 - こうした状況を解消するため、番号単価の算定方法について、①原則として年度内の合 算番号単価の変更は行わないこと、②関連の規定の整備を内容とする改正を行う。

改正概要

- 次のとおり、番号単価の算定方法の改正を行う。
 - ① 原則として、毎年4月の合算番号単価の修正はしないこととする。ただし、最終算定月が9月以前又は3月以降となると見込まれる場合には、合算番号単価の修正をする(第3条第2項の追加)。
 - ② (合算番号単価の修正をしない結果、)最終算定月が10月又は11月となった場合であっても、11月及び12月の負担金を徴収し、当該徴収した額を次年度の交付金に充てることとする(新第3条第4項の改正)。